

社会医療法人千秋会
井野口在宅支援センター（居宅介護支援事業所）
運営規程

第1条 （事業目的）

社会医療法人千秋会が開設する井野口在宅支援センター（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 （運営方針）

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第3条 （名称及び所在地）

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 井野口在宅支援センター
2. 所在地 〒739-0007 広島県東広島市西条土与丸六丁目1番91号

第4条 （従業者の職種、員数、及び職務内容）

事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	主任介護支援専門員	1名		介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上		常勤1名 管理者と兼務

1. 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

2. 介護支援専門員

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

第5条 （営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜・火曜・木曜・金曜・土曜 ただし、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）、盆（8月15日を含む3日間）を除く

2. 営業時間

8：30～17：30

第6条 （事業の内容及び提供方法）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 居宅サービス計画の作成

- ・ 利用者の自宅を訪問し、利用者・家族と面接する
- ・ サービス提供に必要な場合は利用者の同意を得て主治医の意見を伺う
- ・ 介護支援専門員を中心に担当者会議を開いて検討する
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを説明し了解を得る

2. 情報の提供と相談

3. 要介護認定の申請、変更の代行

4. 関連事業所等の連絡調整

5. 給付管理票の作成、提出

第7条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、東広島市（西条・高屋・八本松）とする。

第8条 （利用料その他の費用の額）

1. この事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2. 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	150円
3. 5km以上4. 5km未満	200円
4. 5km以上5. 5km未満	250円
5. 5km以上6. 5km未満	300円
6. 5km以上7. 5km未満	350円
以下1km増すごとに50円を加算する。 ※消費税は別途徴収する。	

3. 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

第9条 （事故発生時における対応方法）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

（身体拘束）

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条 （その他運営に関する留意事項）

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人千秋会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規定は、2020 年 7 月 16 日から改定施行する。

この規定は、2022 年 1 月 16 日から改定施行する。

この規程は、2022 年 3 月 16 日から改定施行する。

この規程は、2022 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、2024 年 11 月 1 日から改定施行する。